

マネージメント・レター No.284
介護保険で利用できるサービス

前回は、介護保険を利用するまでの流れを解説しましたが、今回は、どんなサービスが利用できるのかを具体的にピックアップしていきたいと思います。主に、自宅で介護を受ける方を対象とした居宅サービス・地域の特性に応じたサービスが受けられる地域密着型サービス・要介護者が施設に入所（短期滞在＝ショートステイを除く）して介護を受ける施設サービスに大分類されます。

1. 居宅サービス

① 訪問介護(ホームヘルプ)

訪問介護員が利用者の自宅を訪問し、入浴・食事・排泄等の身体介護や、調理・洗濯・掃除等の生活援助を行います。

② 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターに通ってもらい、介護等の世話や機能訓練、機能向上サービスを行います。

③ 短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホーム等に短期間だけ入所してもらい、身体介護や日常生活の世話、機能訓練等を行います。

※居宅サービスは、このほか10種類のサービスがあります。また、要介護か要支援かによって、同じサービスであってもサービスの内容が異なります。

2. 地域密着型サービス

① 小規模多機能型居宅介護

利用者の状況に応じて、在宅、または居宅からサービスの拠点に通ったり、あるいは短期間宿泊してもらい、日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

② 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

共同生活の住居に入居する認知症の利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

※住み慣れた自宅や地域で継続して生活が送れるよう、柔軟に対応できる介護サービスとして、上記を含め6種類が創設されました。

3. 施設サービス

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設の3種類があります。介護を重点に置いているか、医療的なケアが充実しているかなどによって違いがあります。

税理士法人 朝賀事務所 医療研修チーム

居宅サービスの利用にあたっては支給限度額があります。その範囲内での利用が保険対象となり、限度額を超える部分が自己負担となります。福祉用具の購入や自宅改修費などにも利用できます。地域密着型サービスでは、サービスに応じて定額や自己負担などが、決まっています。施設サービスでは、その形態で違います。いずれにしても自分に合ったサービスを選択できると良いですね。